

# 「信託関係」における「受益者」の責任(2)

星野 豊

筑波大学専任講師

## 二 米国の信託法理における受益者の責任

### 1 受益者の責任に関する判例の原則

米国の信託法理においても、信託財産の管理処分に関して債務や責任を負うのは受託者であり、受益者には債務や責任が帰属しないとするのが判例における原則である。そして、この原則は、代理関係における本人 (principal) が、財産に関する債務や責任を負うの

が原則であることと対比され、信託と代理とは異なる法理であるとの一般論として判示されている。

信託と代理との差異に関する一般論を展開した代表的な判例は、Taylor v. Davis' Administratrix (5) である。この事件では、共同受託者の一人が受託者を解任した後、後任受託者との間で行った、信託財産から当該元受託者に対する立替払金の返還に関する合意の性格が問題とされた。合衆国最高裁は、当該合意は現受託者と元受託者との間の信託関係であるとすると後任受託者側の主張を退け、信託と代理との差異につ

いて、次のような一般論を展開した。

「受託者は代理人ではない。代理人は、本人を代表し、本人のために行動する者である (represents and acts for his principal)。その本人は、自然人であっても法人であってもさしつかえない。受託者は、一般的には、次のように定義される。すなわち、他人の利益のために (for the benefit of another)、ある財産 (estate)、利益 (interest)、または権限 (power) ないし当該権限に関する財産を、自己に帰属さ

はじめに

- 一●問題の所在 (以上673号)
  - 二●米国の信託法理における受益者の責任 (以上本号)
  - 三●わが国への応用可能性と今後の課題
- おわりに

せている (vested) 者である。代理人が本人の名義で契約を締結した場合、契約を締結したのは本人であって本人がその契約上の義務を負う (is bound) が、代理人はかかる義務を負わない。受託者がそのような契約を締結した場合には、受託者が義務を負うのではない。なぜなら、受託者には本人がいなかったためである。信託財産が約束 (promise) をすることはできない以上、当該契約は受託者が個人で締結したものととなる。受託者は、その権限および目的の範囲内ではあるが、財産を保持 (hold)

しているのであるから、受託者が受託者として契約を締結した場合には、受託者である旨を表示したとしても、当該契約に関してみずから義務を負うこととなる(6)。

この判示によると、合衆国最高裁が信託と代理との差異としてあげているのは、次の二点である。

第一点は、信託と代理との定義の違いである。すなわち、代理は、代理人が本人に法律上の効果を帰属させることを目的として本人に代わって行為する制度である。これに対して信託は、受託者が自己に帰属する財産(信託財産)を与えられた権限ないし目的に従って他人(受益者)の利益のために保持する制度である。第二点は、両方の定義の帰結としての、代理人と受託者との行為の効果の違いである。すなわち、代理人の行為の効果は本人のみに帰属し、代理人には帰属しない。他方、信託財産が受託者に帰属しており、かつ、信託財産がみずから行為することができない以上、受託者の行為の効果は、受託者個人にしか帰

属しない(7)。以上のような合衆国最高裁の信託と代理との関係に関する判示からすれば、信託財産が受益者の財産でない以上、信託関係において受益者の利益のために信託財産の管理処分が行なわれていたとしても、受益者は信託財産の管理処分に関して何ら責任を負わないと考えることになる。

以上のような受益者の責任に関する原則や、信託と代理との差異に関する一般論は、その後の多くの判例において維持されている(8)。したがって、米国の信託法理においても、信託財産の管理処分に関して受益者に責任がないとされることは、判例の一般原則となっていると考えられる。

しかしながら、これらの判例では同時に、この一般原則の重要な例外が認められている。すなわち、判例は、「受託者は、同時に受益者のための代理人であるのではないかぎり(unless he is also an agent for the trust beneficiary)」、受益者に個人的な責任を負わせることはできない(9)」として、受益者の責任を原則として

否定する一方、同一の法律関係における信託関係と代理関係との併存を前提として、受益者の責任を認める余地を判示しているのである。したがって、本稿の問題関心からすれば、次に行なうべきことは、かかる判例の原則の下で「受益者の責任」が認められた事例を検討してみることである。

## 2 受益者の責任を認めた判例の動向

「信託関係」における「受益者の責任」を認めた判例は、大きく二つの類型に分けられる。第一に、いわゆるビジネス・トラスト(Business Trust)を含めた利益追求目的の事業遂行を行なう信託関係において、投資家としての受益者の責任が認められた事例がある。第二に、いわゆるイリノイ型土地信託(Illinois Land Trust)を典型とする土地の権原のみを受託者に帰属させる形態の土地信託関係において、受益者の第三者に対する責任が認められた事例がある。以下では、この二つの類型に属する判例を、各類型ご

とにみていくこととする。

### (1) ビジネス・トラストにおける受益者の責任

ビジネス・トラスト(Business Trust)とは、事業遂行による利益追求を目的として信託財産を信託宣言(Declaration of trust)により設定し、投資家に対して受益証券により受益権を取得させ、事業遂行による利益享受を行なわせる法律関係である(10)。このような信託関係は、会社として事業を行なおうとした場合における事業内容その他についてのさまざまな法規制を回避するために考案されたものであるため、ビジネス・トラストを理論上信託の概念から除外すべきであるとの見解が、現在では一般的である(11)。実際、判例には、「ビジネス・トラストに関する法理」と判示して、受益証券所持人すなわち受益者の責任を認めた事例が少なくない(12)。

しかしながら、以下に述べるとおり、受益者の責任が肯定された判例においては、ビジネス・トラストにおける特殊な解決として受益者の責任を認めるのではなく、

むしろ同一の法律関係のなかでの信託と代理との併存を理論的な前提として、一般論としての「受益者の責任」を肯定するものがある。

受益者の責任が一般論として認められた代表的な判例は、*Otoe County Nat. Bank v. Delany* (13)である。この事件では、数人が出資した事業遂行目的の信託関係における受益者が、受託者が第三者との取引において引き渡した商品の品質に関する債務不履行責任を追及されたことにより、受益者の責任が正面から争われることとなった。裁判所は、まず事実関係として、信託条項の内容を含めた当該信託関係における信託財産の管理処分に関する受益者と受託者との権限配分と、当該信託関係における信託財産の管理処分の実態とを相当詳細に認定した。そして、代理と信託との概念の異同に関する学説を引用しつつ(14)、信託と代理とは必ずしも明確に区分することができず、少なくとも当事者が付した名称を根拠とすべきではないこと、また、若干の判

例を引用しつつ(15)、受益者が受託者に対して信託財産の管理処分につき実質的な支配(substantial control)を及ぼしていたか否かによって受益者に対する責任追及の可否が左右されていること、をそれぞれ示した後(16)、一般論として次のように述べ、具体的な事案の結論としても受益者の責任を肯定した。

「信託関係における受益者(beneficiaries of a trust)が、受託者の行為に対して実質的な支配(substantial control)を及ぼすことを留保(reserve)またはかかる支配を及ぼすことを授与されていた(granted)場合には、かかる支配が及ぼされた受託者の行為に関して、受益者は受託者のみならずからの代理人(agent)として行為させたものと考えてよいと思われる(17)」

この判例の一般論は、信託条項や具体的な信託財産の管理処分状況から受託者が受益者の支配下にあった場合には、受益者の支配

が及んでいた行為に関して受託者が受益者の代理人として行為したと考え、代理法理の適用によって受益者の責任を肯定するものである。この一般論で問題とされているのは、受益者の受託者に対する「支配」の有無のみであり、当該信託関係がビジネス・トラストであったことは特に強調されていない。

そして、この「受益者による支配」を判断基準とする一般論は、この事件以降におけるビジネス・トラストに関して受益者の責任を肯定した裁判例のなかでも、同様に一般論として判示されている(18)。したがって、ビジネス・トラストにおいて受益者の責任が認められたことは、必ずしもビジネス・トラストに特有の解決が示されたというわけではなく、むしろ、信託関係と代理関係との併存を認めることを前提として、信託財産の管理処分の実態に着目することにより、「受益者の責任」が一般論として認められたものと考ええるべきである。

(2) イリノイ型土地信託における

#### 受益者の責任

イリノイ型土地信託(Illinois Land Trust)とは、イリノイ州において典型的にみられる土地信託の形態であって、受託者が信託財産である土地を保持し、受益者が信託財産に関する受益権を保持したうえで、受益者に次のような信託財産に関する実質的な支配権限を与えるものである。すなわち、受益者は、①信託財産である土地を占有し、管理し、実質的な支配を及ぼすほか、②信託財産に関する利益を收受し、③受託者を指示して信託財産である土地を譲渡させ、④かかる譲渡に関する利益を收受する権限を有する(19)。このように、イリノイ型土地信託においては、ある意味ではビジネス・トラストの場合以上に、受益者による信託財産の管理処分に関する実質的な支配が行なわれているわけであるから、前述の一般論をそのまま適用すれば、受益者の責任を肯定することが十分可能であると考えられる。

実際、イリノイ型土地信託に関して、受益者の責任が認められた

事例は少なくない。たとえば、Kessler, Merc, and Lochner, Inc. v. Pioneer Bank & Trust Co. (20) は、信託財産である土地に関する仲裁判断の受益者に対する効力が問題となった事案で、信託と代理との関係について従来の判例や学説の議論を援用しつつ (21)、次のように述べて受益者の責任を肯定した。

「受託者 (trustee) と代理人 (agent) との区別 (distinction) に関しては、財産の権原 (title) の有無だけでなく、財産に対する支配 (control of the property) を判断すべきである。受託者が信託事務の遂行に関して完全な支配 (full control) をしている場合には、受益者には個人的な責任がない (have no personal liability)。しかしながら他方、受益者が受託者および信託事務の遂行に関して支配を維持している場合には、異なる結論が保証される (different result is warranted) (引用略)。受託者は受益者の代理人と解釈され、受益

者が受託者のした契約に関する責任を負う (The trustee is regarded as the agent of the beneficiaries, and they will be liable upon his contracts.) (引用略) (22)」

また、この事件以外で受益者の責任を肯定した判例においても、イリノイ型土地信託における特殊な解決としてではなく、信託関係と代理関係との併存を前提とした一般論が展開され、受益者の責任が肯定されている (23)。

他方、イリノイ型土地信託においても、受益者の受託者に対する「支配」が及んでいないとされた場合には、受益者に対する責任追及は許されていない。すなわち、Barkhausen v. Continental Illinois Nat. Bank & Trust Co. of Chicago (24) は、讓渡抵当証書 (mortgage indenture) に関する受益者の責任が追及された事案で、次のように判示して、受益者の責任を肯定した原審を破棄した。

「土地取引において本人の責任を限定しようとするために、名義人 (nominee) を使用することは一般的に認められている実務慣行である。〔中略〕このようにないわゆる『わら人形 ("straw-man")』の事案では、『わら人形』を超えようとする当事者 (party who go beyond the "straw-man") が、『わら人形』の実務慣行と異なる合意によって、利益に関する真の当事者 (real parties in interest) が責任を負うことになった旨の立証を行なうべきである。しかしながら、かかる立証は何らなされておらず、本件ではかえって反対に、受益者が個人的な責任 (personal liability) を免れようとして名義人を使用したことが明らかかつ矛盾なく証明されている (25)」

すなわち、イリノイ型土地信託であっても、受益者が受託者の行為に対してどの程度の「支配」を行なっていたかが具体的な事実関係に即して逐一検討され、個別の事案に対する解決として受益者の

責任が判断されているわけである。さらに、受益者が受託者に対してどの程度の「支配」を及ぼしていたかが認定事実のみでは明らかでないとして、原審の判断を破棄差戻した判例もある (26)。

以上のことからすると、イリノイ型土地信託に関する判例においても、信託関係と代理関係との併存を理論的な前提として、受益者による信託財産の管理処分に関する「支配」の実態に焦点があてられ、受益者の責任が一般論として肯定されているものと考えられることができる。

### 3 学説およびリステイトメントの見解

米国の学説は、前述した判例の原則が確立するよりも相当以前から、信託と代理との理論的關係について議論してきた。具体的には、信託や代理の法体系における位置づけについて議論するさい、類似法理との異同を検討する過程で、信託と代理との異同および両者の特徴が、一般論として議論されてきたわけである。

たとえば、メツチェム (F.R. Mechem) は、代理と信託との異同に関して、次のように述べる。

「代理はいくつかの重要な点で一般の信託 (ordinary trust) と異なっている。「中略」信託は財産に関する支配 (control of property) を包含するが、代理は特定の財産と常に関係があるわけではない。受託者はコモン・ロー上の権原を保持しているが、代理人は何の権原を有しないのが通常である。受託者はみずからの名で行うが代理人は一般に本人の名で行う。信託は必ずしも契約関係でなくともよいが、代理は当然に契約関係であると考えられている。信託では、必要ではないにせよ通常 (not necessarily or even usually) 第三者を拘束するような契約関係を締結する権限 (authority) を包含しているが、かかる権限は代理とは区別されている。信託は通常、撤回不能 (irrevocable) であるが、代理は通常、撤回可能 (revocable) である<sup>(27)</sup>」

そのうえでメツチェムは、現実の法律関係の解釈における信託と代理との概念としての区別に関して、次のように議論する。

「この二つの関係を区別する状況はさまざまである。「中略」しかしもつとも典型的な状況は、受益者あるいは本人である者が、代理人あるいは受託者とされた者の締結した契約上の義務を負うか否かである。仮に契約を締結した者が代理人であれば、本人が開示されたか否かにかかわらず、本人は契約上の義務を負う。契約を締結した者が受託者として行動したときは、その契約は受託者自身を拘束するのみであって、受益者に個人的な責任を負わせることはできない。この問題はきわめて困難である。というのは、契約の外形上故意に (purposely)、紛争時にもつとも有利な解決を図ることが可能となるよう、双方に解釈できるような曖昧な文言が使用されることしばしばあるためである。この解決はきわめて困難であり、不

動の基準は定立できない。当事者が付した名称は絶対的なものではなく、事案ごとにさまざまな対立する関係の性格を解釈しなければならぬ<sup>(28)</sup>」

メツチェムの以上の見解は、信託と代理とは概念として異なるものの、現実の法律関係は両者の区別を外形から必ずしも判断できないから、個別の事案ごとにさまざまな事情を検討して解釈を行なうべきだというものである。もつとも、この見解では、すでに検討してきた受益者の責任に関する判例の判断枠組みと異なり、信託と代理とはあくまで異なる法理であることが大前提とされ、ただ具体的な法律関係における両者の区別が困難だということが強調されている。実際、このメツチェムの見解が判例で引用されているのは、具体的法律関係の解釈を個別に行なう必要がある、少なくとも当事者が付した名称のみを基準とすべきではないという点である<sup>(29)</sup>。

異なる議論を展開している。米国の代表的な信託法学者であるスコット (A.W. Scott) は、信託と代理との関係について次のように述べる。

「代理人は本人と信認関係 (fiduciary relationship) であり、信託の受託者も受益者に対する受託者 (fiduciary) であるが、この二つの関係は異なる歴史を有しており、このため異なる結果を招来している。「中略」代理人は、本人のために行為し、本人の支配に服する (subject to his control)。しかし、受託者は、受益者の利益のために信託目的に従って信託財産を管理処分しなければならず、また、かかる管理処分を行なう義務を負うべく受益者から強制される (be compelled) のであるが、行為にさいしては受益者からの支配に服するわけではない。代理人は、本人に従う義務を負うのであるが、受託者は信託条項に従う義務を負っている。代理人は、本人から目的物の占有を委ねられることができ、その権原を

移転する権限 (power to pass title) を有しているが、当該目的物の権原を保持してはいない。これに対して受託者は、信託財産の権原を保持している<sup>(30)</sup>」

スコットの見解でも、信託と代理との概念としての区別は受益者ないし本人から受託者ないし代理人に対する「支配 (control)」の有無にあるとされている。すなわち、スコットの見解によれば、信託とは、信託目的に従って受益者の利益のために財産の管理処分を行なう法理であり、受益者からの支配を必ずしも前提としていない。他方、代理とは、本人の支配の下で代理人が本人の利益のために行なう法理であって、特定の目的や財産の存在を必ずしも前提にしていない。

しかしながら、より厳密に考えると、前記のような信託の特徴と代理の特徴とは、必ずしも排他的なものではないと考えられる。すなわち、信託の特徴は、特定の財産に関する一定の目的に従った財産関係を形成する点にあり、他方

で代理の特徴は、本人と受益者との支配関係を軸として、代理人の行為の効果を本人に帰属させる点にある。したがって、信託と代理とは必ずしも相対立する概念というわけではなく、同一の法律関係における信託関係と代理関係の併存、すなわち、特定の財産に関する一定の目的に従った関係で、かつ、利益を享受する者が財産の管理処分を行なう者に対して支配を及ぼし、管理者の行為の効果を利益享受者に帰属させるような法律関係を形成することは、理論上も現実も可能なはずである。実際、スコットは、次のように主張する。

「同一人が、他人のための代理人と受託者と同時にすることは可能である。仮に、他人が他人のために行為し、その支配に服するのであれば、その他人のための代理人となる。しかし、他人が本人の利益のために特定の財産を保持しているのであれば、その者は同時に受託者である。しかしながら、そのような場合には、代理関

係が優位となり、信託法理よりも代理法理の方が優先して適用されることになる。たとえば、土地や株式その他の有価証券がある者に帰属し、そのような財産を帰属させる原因となった者の支配に服していたとする。財産が帰属している者は、財産の権原を保持している点で受託者であるが、他人の支配に服している点において代理人である<sup>(31)</sup>」

そして、スコットは、受託者が同時に代理人である状況の下では、代理法理が信託法理に優先して適用されることになる結果、いわゆる「受益者の責任」が認められると主張する。

「しかしながら実際、受託者は受託者であると同時に代理人でありうる。受託者は信託財産のコモン・ロー上の権原を保持している点において受託者であるが、それに加えて受益者のために行為し、受益者の支配に服しているのであれば、受託者は同時に代理人であって、自己が使用されている範囲

内 (within the scope of the employment) でした行為につき、受益者に個人的な責任 (personal liabilities) を負わせることができる。すなわち、受託者が同時に受益者の代理人であるときは、受益者は信託事務の執行 (administration of trust) として受託者が締結した契約に関する個人的な責任を負う。同様に、受託者が同時に受益者の代理人であるときは、受託者が信託事務の執行のなかで犯した不法行為につき、受益者は個人的な責任を負う<sup>(32)</sup>」

スコットのこの主張は、後述する信託法リステイメントの見解と共に、受益者の責任に関する現在の判例を主導する地位を確立している<sup>(33)</sup>。

このような、同一の法律関係における信託と代理との併存可能性を認め、一定の条件の下で受益者の責任を肯定する信託法学説の見解は、信託法リステイメント (RESTATEMENT OF TRUSTS) および代理法リステ

イットメント (RESTATEMENT OF AGENCY) にも、ほぼそのままの形で反映されている<sup>(34)</sup>。すなわち、信託法リステイメントでは、八条本文において、

「信託は代理とは異なる<sup>(35)</sup>」と

規定し、また、二七四条本文および二七五条本文においては、受益者が信託財産の管理処分に関して責任を負わない旨を原則として述べている<sup>(36)</sup>。しかしながら同時に、二七四条のコメントにおいては、受託者が同時に代理人となりうること、すなわち「代理人兼受託者 (agent-trustee)」が存在しうることが述べられているほか<sup>(37)</sup>、受託者が同時に代理人であるときは、受託者が締結した契約に関して受益者が個人的な責任を負う旨が明確に述べられている<sup>(38)</sup>。

また、代理法リステイメントも、一四B条において、「財産の権原が帰属している者が、他人の利益のために財産を保持し、その他人の支配に服している (subject to control) 場合には、かかる者は代理人兼受託者 (agent-

trustee) として、代理法理の適用を受ける<sup>(39)</sup>」と規定し、信託法リステイメントと一致した見解を示している。

#### 4 米国における議論の特徴

これまで検討してきたとおり、米国の信託法理においては、原則としてはわが国と同様、受益者は信託財産の管理処分に基づく責任を負わないとされているものの、同一の法律関係における信託と代理との併存を認めることを理論的な前提として、受益者が信託財産の管理処分に関して受託者を「支配」していた場合には、「信託関係」における「受益者」の第三者に対する責任が肯定されているということが出来る。そして、この「受益者の責任」に関する米国の議論には、次のような特徴があると考えられる。

第一に、受益者の責任を認めたとおり、米国の信託法理における受益者の責任に関する議論は、ビジネス・トラストやイリノイ型土地信託等、講学上の理念型として

の一般的な信託関係というよりも、むしろ、信託を利用して本人兼受益者の利益追求を目的とする「信託関係」に関する事案について発達したものである。したがって、判例が「受益者の責任」を具体的事案において肯定したことの後には、利益追求を目的とした投資活動における取引当事者間の衡平、すなわち、みずからの利益の追求を目的としてみずからの判断において投資活動を行なった者は、かかる活動によって生じた義務と責任を最終的に負担すべきである、という一貫した考え方が存在しているものと思われる。

しかしながら第二に、すでにみてきたとおり、「受益者による支配」との要件の下で受益者に対する責任追及を認める判例学説は、かかる結論を「ビジネス・トラスト」や「イリノイ型土地信託」に関する特殊な解決基準とすることなく、すべての「信託関係」に共通する一般論として、「受益者の責任」を議論している。そして、この一般論の理論的前提には、信託と代理とは同一の法律関係にお

いて併存可能であるという信託と代理との理論的關係に関する学説の議論の存在があり、判例がこの学説の議論を積極的に援用することによって、受益者の責任に関する判例法理が形成されていったことがうかがえる。

ここで重要であるのは、この「同一の法律関係における信託と代理との併存可能性」という理論的前提がないかぎり、「受益者の責任」に関する米国の議論は成立困難となることである。すなわち、信託と代理とが相対立する法理であることを議論の出発点とすると、現実の法律関係のなかでいかに信託と代理とが判別困難な状況にあつたとしても、それだけでは同一の法律関係において両法理が併存しているという結論は導けない。仮に、信託と代理とが同一の法律関係のなかでは両立不可能であるとの前提にたつのであれば、具体的な法律関係における個別の事情を解釈することによって、当該法律関係が「信託」であれば「受益者」の責任を否定し、「代理」であれば「本人」の責任

を肯定する、というのがあるべき結論となり、「信託関係」における「受益者の責任」を理論上認める余地はなくなるからである。したがって、「受益者の責任」を一般論として肯定しようとするためには、すべからずその理論的前提として、信託と代理とが同一の法律関係において併存可能であること、すなわち、信託と代理とが、両法理の特徴との関係で互いに矛盾しない関係にあることを主張する必要があるわけである。

以上のことからすると、これまで検討してきた米国の議論をわが国の解釈として応用しようとするためには、投資活動に関する取引当事者間の衡平の観点とともに、信託と代理との理論的關係を両法理の本質的特徴に照らして再検討することが、まず第一に必要なこととなる。

- (5) 110 U.S. 330, 4 S.Ct. 147 (1884).  
 (6) Taylor v. Davis' Administratrix, 110 U.S. 330, 334, 4 S.Ct. 147 (1884).  
 (7) ちなみに、このような合衆国最高裁の信託の基本構造に関する

考え方は、同判決当時の英米における有力な信託法學説であった債権説の説いていた考え方と基本的に一致している。cf. J.B. Ames, Purchase for Value without Notice, 1 Harv.L.Rev. 1, 9-10 (1887); F.W. MAITLAND, EQUITY, ALSO FORMS OF ACTION AT COMMON LAW, p. 43 et seq. (A.H. CHAYTOR et al. ed. 1909).

- (8) Hill v. Gratigny Plateau Development Corporation, 52 F.2d 142, 145 (6th Cir. 1931), cert. denied, 284 U.S. 690, 52 S.Ct. 266 (1932); Mottashed v. Central & Pacific Imp. Corp., 8 Cal.App.2d 256, 47 P.2d 525, 527 (1935); Barkhausen v. Continental Illinois Nat. Bank & Trust Co. of Chicago, 3 Ill.2d 254, 120 N.E.2d 649, 657 (1954), rev'g 351 Ill.App. 388, 115 N.E.2d 640 (1953), cert. denied sub. nom., Edwards v. Barkhausen, 348 U.S. 897, 75 S.Ct. 218 (1954); National Labor Relations Board v. United Brotherhood of Carpenters and Joiners of America, Local #1913, AFL-CIO, 531 F.2d 424, 426 (9th Cir. 1976); Bottomley v. Coffin, 121 R.I. 399, 399 A.2d 485, 488 (1979);

Lawyers' Title Guaranty Fund v. Koch, 397 So.2d 455, 457 (Fla.App. 1981); Baron v. Bryant, 556 F.Supp. 531, 537 (Dist.Haw. 1983); Abraham Zion Corporation v. Lebow, 761 F.2d 93, 103 (2d Cir. 1985); Curtis v. Lee Land Trust, 235 Va. 491, 369 S.E.2d 853, 855 (1988).

- (9) Abraham Zion Corporation v. Lebow, 761 F.2d 93, 103 (2d Cir. 1985).  
 (10) Schumann - Heink v. Folsom, 328 Ill. 321, 159 N.E. 250, 253 (1927).  
 (11) RESTATEMENT (2d) OF TRUSTS, s.1 comment.b (1959); SCOTT ON TRUSTS, s.59 pp.273-74 (4th ed. 1987).  
 (12) Piff v. Berresheim, 405 Ill. 617, 92 N.E.2d 113, 117 (1950), rev'g 337 Ill. App. 658, 86 N.E.2d 411 (1949).  
 (13) 88 F.2d 238 (8th Cir. 1937).  
 (14) MECHEM ON AGENCY, s.43 (2d ed. 1914); BOGERT, TRUSTS AND TRUSTEES, s. 294 (1st ed. 1935).  
 (15) Morehead v. Greenville Exch. Nat. Bank, 243 S.W. 546, 548 (Tex.App. 1922); Wells - Stone Mercantile Co. v.

Grover, 7 N.D. 460, 75 N.W. 911 (1898); Home Lumber Co. v. Hopkins, 107 Kan. 153, 190 P. 601 (1920); Goldwater v. Oltman, 210 Cal. 408, 292 P. 624, 629 (1930).

- (16) Otoe County Nat. Bank v. Delany, 88 F.2d 238, 245-47 (8th Cir. 1937).  
 (17) Id. at 247.  
 (18) Bank of Nat. Trust & Savings Ass'n v. Scully, 92 F.2d 97, 103 (10th Cir. 1937); National City Bank of Rome v. First Nat. Bank of Birmingham, ALA., 193 Ga. 477, 19 S.E.2d 19, 27 (1942); Bay of Naples Condominium Association v. Lewis, 582 A.2d 1210 (Me. 1990).  
 (19) Wachta v. First Federal Savings and Loan Association of Waukegan, 103 Ill.App.3d 174, 58 Ill.Dec. 676, 430 N.E.2d 708, 711 (1981).  
 (20) 101 Ill.App.3d 502, 57 Ill. Dec. 58, 428 N.E.2d 608 (1981).  
 (21) In re Conover's Estate, 295 Ill.App. 443, 14 N.E.2d 980 (1938); Merchants Nat. Bank of Aurora v. Frazier, 329 Ill. App. 191, 67 N.E.2d 611 (1946); SCOTT ON TRUSTS, s.274 (1st ed. 1939).



- (22) Kessler, Merci, and Lochner, Inc. v. Pioneer Bank & Trust Co., 101 Ill.App.3d 502, 57 Ill.Dec. 58, 428 N.E.2d 608, 611 (1981).
- (23) Montgomery Ward & Co., Incorporated v. Wetzel, 98 Ill. App.3d 243, 53 Ill.Dec. 366, 423 N.E.2d 1170, 1175 (1981), cert. denied.; Peoples Gas Light & Coke Company v. Barrett, 118 Ill.App.3d 52, 73 Ill.Dec. 616, 454 N.E.2d 713, 716 (1983).
- (24) 3 Ill.2d 254, 120 N.E.2d 649, 657 (1954), rev'g 351 Ill. App. 388, 115 N.E.2d 640 (1953), cert. denied sub.nom. Edwards v. Barkhausen, 348 U. S. 897, 75 S.Ct. 218 (1954).
- (25) Barkhausen v. Continental Illinois Nat. Bank & Trust Co. of Chicago, 3 Ill.2d 254, 120 N. E.2d 649, 655-56 (1954).
- (26) Just Pants v. Bank of Ravenswood, 136 Ill.App.3d 543, 91 Ill.Dec. 49, 483 N.E.2d 331, 336 (1985).
- (27) MECHEM ON AGENCY, s.42 (2d ed. 1914).
- (28) Id. s.43.
- (29) 前記11・2参照° cf. Otoe County Nat. Bank v. Delany, 88 F.2d 238, 245 - 46 (8th Cir. 1937).
- (30) SCOTT ON TRUSTS, s.8 p.62 (1st ed. 1939).
- (31) Id. s.8 p.65.
- (32) Id. s.274.
- (33) Bay of Naples Condominium Association v. Lewis, 582 A.2d 1210, 1212 (Me. 1990).
- (34) ただし、前述のとおり、信託法がステイトメントでは、ビジネス・トランスを回すステイトメントといふ「信託」の範囲から除外してゐる° RESTATEMENT (2d) OF TRUSTS, s.1 comment.b (1957).
- (35) RESTATEMENT (2d) OF TRUSTS, s.8 (1957).
- (36) Id. ss.274-275.
- (37) Id. s.274 comment.b. 「代理人兼受託者(agent-trustee)」の表現について Id. s.8 comment.e.
- (38) Id. s.275 comment.e.
- (39) RESTATEMENT (2d) OF AGENCY, s.14B (1958). ただし、この規定は、第一次代理法がステイトメントには存在しない° cf. RESTATEMENT (1st) OF AGENCY (1933).

(つゞく)

(ぼしの・ゆたか)